

名古屋市公報	令和 3年12月 8日 第131号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目次	ページ
条 例 ○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務・給与課) (第50号)	3
告 示 ○ 名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・市街地整備課) (第607号) ○ 道路の位置の指定を受けた道路の一部の廃止の指定 (住都・建築指導課) (第608号) ○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第609号) ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第610号) ○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更 (住都・都市計画課) (第611号) ○ 名古屋都市計画道路の変更 (住都・街路計画課) (第612号) ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第613号) ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第614号)	7 8 9 10 11 12 13 15
上下水道局管理規程 ○ 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正 (第18号)	17
交通局管理規程 ○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正 (第20号) ○ 乗合自動車乗車規程の一部改正 (第21号)	19 21
公 告 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	22 24 26

条 例 の あ ら ま し

○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第50号）

1 改正内容

本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与を改定するものです。

(1) 期末手当の支給割合の改定を行います。（第20条関係）

(2) 再任用職員に係る給料の削減割合の改定を行います。（附則第17項関係）

2 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年 4月 1日から施行します。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第50号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第20条第 3 項中「支給する時期ごとの割合は、1,000 分の 1,275」を「割合は、6 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,275、12月に支給する場合においては 1,000 分の 1,125」に、「1,000 分の 1,075」を「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,075、12月に支給する場合においては 1,000 分の 925」に、「1,000 分の 675」を「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 675、12月に支給する場合においては 1,000 分の 575」に改め、同条第 4 項中「1,000 分の 725」と」の次に「、「1,000 分の 1,125」とあるのは「1,000 分の 625」と」を、「1,000 分の 625」と」の次に「、「1,000 分の 925」とあるのは「1,000 分の 525」と」を加える。

附則第17項第 1 号中「1,000 分の 301」を「1,000 分の 261」に改め、同項第 2 号中「1,000 分の 183」を「1,000 分の 145」に改め、同項第 3 号中

「1,000 分の 118」を「1,000 分の81」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」を「支給する時期ごとの割合は、100分の120」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」を「100分の100」に、「6月に支給する場合においては1,000分の675、12月に支給する場合においては1,000分の575」を「1,000分の625」に改め、同条第4項中「1,000分の1,275」を「100分の120」に、「1,000分の725」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」を「1,000分の675」に、「1,000分の1,075」を「100分の100」に、「1,000分の625」と、「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」を「1,000分の575」に改める。

附則第17項第1号中「1,000分の261」を「1,000分の288」に改め、同項第2号中「1,000分の145」を「100分の17」に改め、同項第3号中「1,000分の81」を「1,000分の106」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項、第5項、第7項及び第9項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の675」を「1,000分の575」に、「1,000分の1,675」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,575」に改める。

- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1,000 分の 575」を「1,000 分の 625」に、「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,675、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,575」を「1,000 分の 1,625」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1,000 分の 1,675」との次に「、「1,000 分の 1,125」とあるのは「1,000 分の 1,575」とを加える。

- 5 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1,000 分の 1,275」とあるのは「1,000 分の 1,675」と、「1,000 分の 1,125」とあるのは「1,000 分の 1,575」を「100 分の 120」とあるのは「1,000 分の 1,625」に改める。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「1,000 分の 1,275」とあるのは「100 分の 78」を「割合は、6 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,275、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100 分の 78」に、「1,000 分の 1,275」とあるのは「100 分の 104」を「割合は、6 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,275、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100 分の 104」に改める。

附則第15項中「1,000 分の 1,275」を「割合は、6 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,275、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,125」に、「100 分の 78」を「支給する時期ごとの割合は、100 分の 78」に、「100 分の 104」を「支給する時期ごとの割合は、100 分の 104」に改める。

- 7 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の104」を「100分の120」とあるのは「100分の104」に改める。

附則第15項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」を「100分の120」に、「支給する時期ごとの割合は、100分の104」を「100分の104」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の301」を「1,000分の261」に、「100分の24」を「1,000分の198」に、「1,000分の183」を「1,000分の145」に、「1,000分の116」を「1,000分の79」に、「1,000分の118」を「1,000分の81」に、「1,000分の48」を「1,000分の14」に改める。

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の261」を「1,000分の288」に、「1,000分の198」を「1,000分の226」に、「1,000分の145」を「100分の17」に、「1,000分の79」を「1,000分の104」に、「1,000分の81」を「1,000分の106」に、「1,000分の14」を「1,000分の37」に改める。

名古屋市告示第 607号

名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 3年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市明願土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区定納山二丁目 202番地
- 3 設立認可の年月日
平成22年 2月 4日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和 6年 3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和 3年11月30日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 608号

道路の位置の指定を受けた道路の一部の廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により道路の位置の指定を受けた道路の一部について廃止の指定をしました。

令和 3年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 廃止の指定をした道路の部分の位置
名古屋市西区上堀越町 1丁目47番 1の一部
- 2 廃止の指定をした道路の部分の指定年月日及び番号
昭和35年 4月23日第 9号
- 3 廃止の指定をした道路の部分の延長及び幅員
延長 42.310メートル 幅員 4.000メートル
- 4 廃止年月日
令和 3年11月30日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 609号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 3年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 要措置区域に指定する土地
名古屋市南区三条一丁目 101番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 610号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1番 1の一部及び 1番 2の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 611号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 612号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・2・36号 梅ノ木線	名古屋市熱田区 一番二丁目	名古屋市港区 金城ふ頭三丁目	名古屋市港区 浜一丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 613号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田五丁目、千種区吹上一丁目	図面中25の10の区域	昭和54年 5月 1日
--------	--	-------------	-------------

」

を

「

若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田五丁目、千種区吹上一丁目	図面中25の11の区域	昭和54年 5月 1日
--------	--	-------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 3年12月 4日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 614号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

東山公園	千種区田代町字瓶杵、天白町大字 植田字植田山、東山元町 3丁目、 東山通 5丁目、星が丘山手 名東区にじが丘一丁目、植園町 1 丁目、 3丁目、藤巻町 2丁目、猪 高町大字高針字大久手、字荒田、 山香町 天白区天白町大字八事字裏山	図面千種 1 の15の区域	昭和31年10 月15日
------	--	------------------	-----------------

」

を

「

東山公園	千種区田代町字瓶杵、天白町大字 植田字植田山、東山元町 3丁目、 東山通 5丁目、星が丘山手	図面千種 1 の16の区域	昭和31年10 月15日
------	--	------------------	-----------------

	名東区にじが丘一丁目、植園町 1 丁目、 3丁目、藤巻町 2丁目、猪 高町大字高針字大久手、字荒田、 山香町 天白区天白町大字八事字裏山		
--	--	--	--

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 3年12月10日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「支給する時期ごとに1,000分の1,275」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」に、「1,000分の1,075」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」に改め、同条第2項中「「1,000分の725」と」の次に「、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」と」を、「「1,000分の625」と」の次に「、「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」と」を加える。

第2条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」を「支給する時期ごとに100分の120」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」を「100分の100」に改め、同条第2項中「1,000分の1,275」を「100分の120」に、「1,000分の725」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」を「1,000分の675」に、「1,000分の1,075」を「100分の100」に、「1,000分の625」と、「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」を「1,000分の575」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第20号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の1,275」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」に、「1,000分の1,075」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」に改め、同条第4項中「1,000分の725」との次に「、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」とを、「1,000分の625」との次に「、「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」とを加える。

附則第16項第1号中「1,000分の301」を「1,000分の261」に改め、同項第2号中「1,000分の183」を「1,000分の145」に改め、同項第3号中「1,000分の117」を「1,000分の81」に改める。

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」を「支給する時期ごとの割合は、100分の120」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」を「100分の100」に改め、同条第4項中「1,000分の1,275」を「100分の120」に、「1,000分

の 7 2 5」と、「1, 0 0 0 分の 1, 1 2 5」とあるのは「1, 0 0 0 分の 6 2 5」を「1, 0 0 0 分の 6 7 5」に、「1, 0 0 0 分の 1, 0 7 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に、「1, 0 0 0 分の 6 2 5」と、「1, 0 0 0 分の 9 2 5」とあるのは「1, 0 0 0 分の 5 2 5」を「1, 0 0 0 分の 5 7 5」に改める。

附則第 1 6 項第 1 号中「1, 0 0 0 分の 2 6 1」を「1, 0 0 0 分の 2 8 8」に改め、同項第 2 号中「1, 0 0 0 分の 1 4 5」を「1 0 0 分の 1 7」に改め、同項第 3 号中「1, 0 0 0 分の 8 1」を「1, 0 0 0 分の 1 0 6」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 2 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成 2 6 年名古屋市交通局管理規程第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「1, 0 0 0 分の 3 0 1」を「1, 0 0 0 分の 2 6 1」に、「1 0 0 分の 2 4」を「1, 0 0 0 分の 1 9 8」に、「1, 0 0 0 分の 1 8 3」を「1, 0 0 0 分の 1 4 5」に、「1, 0 0 0 分の 1 1 6」を「1, 0 0 0 分の 7 9」に、「1, 0 0 0 分の 1 1 8」を「1, 0 0 0 分の 8 1」に、「1, 0 0 0 分の 4 8」を「1, 0 0 0 分の 1 4」に改める。

- 3 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「1, 0 0 0 分の 2 6 1」を「1, 0 0 0 分の 2 8 8」に、「1, 0 0 0 分の 1 9 8」を「1, 0 0 0 分の 2 2 6」に、「1, 0 0 0 分の 1 4 5」を「1 0 0 分の 1 7」に、「1, 0 0 0 分の 7 9」を「1, 0 0 0 分の 1 0 4」に、「1, 0 0 0 分の 8 1」を「1, 0 0 0 分の 1 0 6」に、「1, 0 0 0 分の 1 4」を「1, 0 0 0 分の 3 7」に改める。

名古屋市交通局管理規程第 2 1 号

乗合自動車乗車規程（昭和 5 4 年名古屋市交通局管理規程第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 2 月 2 日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

第 6 条第 1 項第 2 号中「0. 0 2 5 立方メートル」を「0. 2 5 立方メートル」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年11月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ栄本店

名古屋市中区錦三丁目1712番 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
名古屋市中区錦三丁目計画	ドン・キホーテ栄本店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(有)エヌエイ オー	取締役 高 将紀	東京都目黒 区青葉台二 丁目19番10 号	変更なし	取締役 大津 慎一 郎	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ドン・キ ホーテ	代表取締役 大原 孝治	東京都目黒 区青葉台二 丁目19番10 号	変更なし	代表取締役 吉田 直樹	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗名称については、令和 3年 6月 4日
- (2) 設置者については、平成28年 3月24日
- (3) 小売業者については、令和元年 9月25日

4 変更した理由

- (1) 店舗名称については、名称変更のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年11月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年11月30日から令和 4年 3月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 3月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年11月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

守山区下志段味商業施設

名古屋市下志段味特定土地区画整理事業 146—4街区 1番 ほか 2筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ケ瀬町1295番地 1	令和元年9月1日
2	(株)ナレッジ・デザイン	代表取締役 信田 哲彦	岐阜県各務原市小佐野町 1番11号	—	—	—	平成30年9月30日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

め

(2) №. 2の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 3年11月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年11月30日から令和 4年 3月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 3月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
MU L プロパティ(株)	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号	三菱H C キャピタルプロパティ(株)	変更なし	変更なし

3 変更の日

令和 3年10月 1日

4 変更した理由

名称変更のため

5 届出の日

令和 3年11月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年12月 1日から令和 4年 4月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 4月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課